コーポレートガバナンス・コードの改訂案における知的財産・無形資産に関する記載についての意見書

2026 年 5 月 13 日
一般社団法人日本知的財産協会

１．はじめに

当協会は産業界における知財関連の団体として、日本の産業競争力の強化及び投資家との建設的な対話を実現する観点から、本改訂案について以下の通り意見を申し述べる。

２．総論

本改訂案の原則の中に、知的財産を含む無形資産が企業価値向上の重要な要素として明確に位置付けられ、経営戦略や成長戦略の中で整理されている点については、高く評価する。
特に、経営資源の配分の一つの要素である成長投資の要件の中に「知的財産等の無形資産への投資」の重要性が明確に示されていることは、日本の産業の持続的な成長を促す上で、大変有意義であると考える。

３．修正提案

なお、本改訂案の内容をその主旨に基づき適切に理解する観点から、次の２点の修正を提案する。

(1) 原則 1-1 の解釈指針に「(ⅱ) 対話を補助する IR 担当、経営企画、総務、人事、財務、経理、法務部門等の～」との記載があるが、「知的財産部門」を追記し、「～、法務、知的財産部門等の～」として頂きたい。

＜理由＞

改訂案 4-1 において、「知的財産等の無形資産への投資」は成長投資として明確に位置付けられており、株主との対話においても知的財産部門は重要な役割を担うと考えられるため追記をお願いしたい。

(2) 原則 4-1 の解釈指針に「なお、知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである。」との記載があるが、「収益化」という表現を「活用」に修正して頂きたい。

＜理由＞

知的財産の「収益化」という表現については、一般に「ライセンス収入」を想起させる傾向があると考えられる。しかしながら、知的財産の価値や効果はこれに限定されるものではなく、知的財産を活用することで企業の競争力を高め事業収益の拡大に貢献することはもとより、新事業創出やアライアンスの構築等を含め、多様かつ広範な形で活用され得るものである。このため、「収益化」という表現はやや限定的な印象を与えるおそれがあることから、より実態に即した表現として「活用」へ修正することが適切であると考える。

以　上